

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日には、そ
うに改正する。)

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県守衛服務規程(平成四年七月鳥取県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 執務時間(県の執務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県訓

令第二号)第二条に規定する県の執務時間をいう。以下同じ。)外及び

五号)第一条第一項に規定する県の休日をいう。以下同じ。)における文書の收受、公印の管守及び電話の受付け

第二条第六号、第三条第一項及び第四条第一項中「総務管財課長」を「

第六条第二項中「県の休日及び勤務時間外」を「執務時間外及び県の休日」に改める。

第九条第一項中「県の休日及び勤務時間外」を「執務時間外及び県の休

日」に、「広報文書課」を「総務課」に改め、同条第二項中「広報文書課」

を「総務課」に改める。

第十条第一項中「正規の勤務時間中」を「執務時間中」に改め、同条第二項中「県の休日及び勤務時間外」を「執務時間外及び県の休日」に改め

る。

鳥取県訓令第八号

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県訓令第九号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西尾 邑次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県
訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「総務管財課」を「管財課」に改め、同表二の項中「総務管財課」を「管財課」に、「油手袋」を「耐油ゴム製手袋」に改め、同

表三の項中「総務管財課」を「管財課」に、

ゴム製半長靴
布製手袋
ヤツケ
油手袋
布製短靴

三六 三四 三五 三〇 二一 二四 二六

二三六〇三三四

皆成学園に勤務する職員に限る。

衣	給食用白衣(上)
(上衣)	給食用夏白衣(上衣)
靴	ゴム製半長靴
(靴)	ゴム製半長靴(靴)
袋	布製手袋
袋	ヤツケ耐油ゴム製手袋
靴	布製短靴
帽子	一 一 一 一 五 一 一

を削り、六の二の項を七の項とし、九の項を削り、九の二の項を九の項とし、

同表一一の項中「盛夏シャツ」二三六を「盛夏シャツ」二三六に改め、「安全靴」二三四を「安全靴」二三四に改め、同表一二二の項中「作業帽」布製手袋

二三四に改め、「安全靴」二三四を「安全靴」二三四に改め、同表一二二の項中「作業帽」布製手袋

袋
一
二
三
六
一
三
六

次に次のように加える。

倉吉高等技術専門校に勤務する職員にあつては、員数を八とする。
倉吉高等技術専門校に勤務する職員を除く。

に改め、同項の

八一
三六
一三
三四のとおり

耐油ゴム製手

作業帽
布製手袋

改める。

〔白衣(夏上衣) 一二 二四 〕 別表一三の項及び一四の項中
 〔白衣(夏上衣) 一二 四八 〕 に改め、同表一五の項を次のように

一二の二 職員	機械技手の職務に従事する	作業服(上衣)	二	図一〇のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	二	図一一のとおり
		盛夏シャツ	三六	ズボンのとおり
		盛夏ズボン	四八	図一〇のうちのズボンのとおり
		布製手袋	二	ズボンのとおり
		耐油ゴム製手袋	二	ズボンのとおり
		布製短靴	一	図一〇のうちのズボンのとおり
		ゴム製半長靴	一	
		作業帽	一	
		エンカ服	一	
三人に一着交付するものとする。				

一五 農業技手の職務に従事する職員

作業服(上衣)

二

四八

園芸試験場に勤務する職員にあつては、使用期間を三

上衣のとおり

六月とする。

作業服(ズボン)

二

図一〇のうちのズボンのとおり

防寒ジャンパー

一

三六

農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員にあつては、員数を三とする。

農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。

農業大学校及び園芸試験場における最少限必要数を備え付けるものとする。

防寒ズボン

一

三六

農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。農業大学校及び園芸試験場における最少限必要数を備え付けるものとする。

別表一八の項及び一九の項を次のように改める。

一七の四 の業務、 療器具の滅菌の業務に従事する職員 以外の職員（男子）	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 布製短靴
二二二二	
一二四八	

る。
別表中一七の六の項を一七の七の項とし、一七の五の項を一七の六の項とし、一七の四の項を一七の五の項とし、一七の三の項の次に次のように加え

登山帽 岡足袋 ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾） 布製手袋 ビニール製手袋 ジャンパー（上衣及び頭巾） エンカ服	一一八 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三	一二一 一二一 一二一 一二一 一二一 一二一 一二一 一二一	二 四八
園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を三ヶ月とする。			

農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。

一八 現業主事の職務に従事する職員 (男子)	作業服(上衣)	二	四八	図一〇のうちの 上衣のとおり
一九 現業主事の職務に従事する職員 (女子)	事務服(冬上衣)	一	一	図一四のうちの 冬上衣のとおり
布製短靴	事務服(夏上衣)	四八	四八	図一四のうちの 夏上衣のとおり
	一	一	一	
	二四	四八	四八	
米子地方農林振興 局に勤務する職員 に限る。				

別表中一九の二の項及び一九の三の項を削り、同表一〇の項を次のように改める。

二〇 素父の職務に従事する職員		盛夏シヤツ	
作業服 (ズボン)	二二二二	盛夏ズボン	四八四八
白衣 (上衣)	一一一	ズボンのとおり	四八
帽子	一一	ズボンのとおり	四八
ゴム製手袋	三六	図一〇のうちの ズボンのとおり	四八
ゴム製半長靴	二四一二	図一六のとおり	四八

別表一〇の二の項中「のうち東京事務所以外の機関に勤務する職員」及び「当該機関における最少限必要数を備え付けるものとする。」を削り、同表一一の二の項中「工業試験場米子分場」を「工業試験場」に改め、同表の図の一四を次のように改める。

- 1 この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

- 2 この訓令（別表一の項の改正規定並びに同表二の項及び三の項の改正規定（「総務管財課」を「管財課」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成四年四月一日から適用する。
- 3 この訓令の施行の際に現業職員に交付している被服は、改正後の規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、交付した日から起算するものとする。

附 則

一四

(冬上衣)



(夏上衣)



鳥取県訓令第十号
鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定め
る。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令
鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和三十七年五月鳥取県訓令第三号）
の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県社会保険事務所」を「鳥取社会保険事務所、倉吉社会
保険事務所及び米子社会保険事務所」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(職員の職)

第二条 事務所に、所長、課長、係長その他の職員を置く。

2 事務所に、社会保険事務所次長、適用医療給付業務次長、社会保険事
務所副長、社会保険指導官、社会保険調査官、社会保険給付専門官、年
金専門官、国民年金調査官、社会保険徴収専門官、国民年金調整指導官、
年金審査官、適用指導官、システム運用管理官、医療相談官又は船員保
険駐在官を置くことができる。

(職員の職務)

第三条 所長は、上司の指揮を受けて事務所において所管する事務を掌り、
当該事務所の職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課において所管する事務を掌る。

- 3 係長は、上司の命を受け、係事務を処理する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 5 社会保険事務所次長は、所長を補佐し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- 6 適用医療給付業務次長は、所長を補佐し、所長の命を受け、健康保険、厚生年金保険及び船員保険の適用並びに疾病給付に係るものを行う。
- 7 社会保険事務所副長は、所長の命を受け、社会保険の相談に関する事務を統括する。
- 8 社会保険指導官は、所長の命を受け、社会保険給付専門官、社会保険調査官、国民年金調査官及び国民年金調整指導官が行う事務を統括し、指導を行う。
- 9 社会保険調査官は、所長の命を受け、社会保険業務の調査及び指導を行う。
- 10 社会保険給付専門官は、所長の命を受け、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の点検調査を行う。
- 11 年金専門官は、所長の命を受け、年金給付及びこれに関連する事項についての相談業務及び年金給付に係る広報業務を行う。
- 12 国民年金調査官は、所長の命を受け、国民年金の被保険者の資格、保険料の免除並びに年金給付に関する資格及び事実関係の確認のための調査を行う。
- 13 社会保険徴収専門官は、所長の命を受け、健康保険、厚生年金保険及び船員保険に係る保険料等の滞納処分に関する指導及び連絡調整並びに当該保険料等に係る訴訟事務を行う。
- 14 国民年金調整指導官は、所長の命を受け、市町村における国民年金業

- 務の事業運営、事務処理方法等についての調査及び指導を行う。
- 15 年金審査官は、所長の命を受け、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の受給権の裁定等に係る審査事務のうち特に専門的な知識及び経験を必要とするものを行う。
- 16 適用指導官は、所長の命を受け、健康保険及び厚生年金保険の適用について、事業所及び被保険者の調査及び指導並びに国民年金の被保険者の適用状況についての調査及び指導を行う。
- 17 システム運用管理官は、所長の命を受け、電子計算組織の運用並びにデータの保護及び管理を行う。
- 18 医療相談官は、所長の命を受け、保険診療に関する相談及びこれに連する関係機関との連絡調整を行う。
- 19 船員保険駐在官は、所長の命を受け、船員保険事業についての調査、指導、相談及び船員保険に係る保険料の収納を行う。
- (分掌事務)
- 第四条 鳥取社会保険事務所及び米子社会保険事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、米子社会保険事務所においては、医療給付課の分掌事務は、社会保険給付専門官が行うものとする。
- 庶務課
- 一 公印の管守に關すること。
 - 二 職員の人事及び給与に關すること。
 - 三 文書の管理に關すること。
 - 四 前渡資金の出納保管に關すること。
 - 五 福祉施設及び保健施設に關すること。
 - 六 社会保険に係る広報活動に關すること。

七 事務所戸舎の管理に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

九 その他他課の主管に属しないこと。

徵収課

一 保険料（国民年金に係る保険料を除く。以下この項において同じ。）

その他の歳入金の調査決定に関すること。

二 保険料その他の歳入金の収納に関すること。

三 保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に関すること。

四 過誤納に係る保険料その他の歳入金の還付に関すること。

五 歳入歳出外現金（国民年金業務課の主管に属するものを除く。）の

出納保管に関すること。

六 債権管理（国民年金業務課の主管に属するものを除く。）に関する

こと。

業務第一課

健康保険及び厚生年金保険（業務第二課の主管に属するものを除く。）

に関する次の事務

イ 事業主及び被保険者の指導及び監督に関すること。

ロ 被保険者の資格に関すること。

ハ 被扶養者の認定に関すること。

ニ 保険給付の決定（年金給付課の主管に属するものを除く。）に関する

こと。

ホ その他他課の主管に属さない健康保険に関する事務

業務第二課

一 医療費の適正化に係る事業主及び被保険者の調査及び指導に関する

こと。

二 船員保険（船員保険の被保険者であり、かつ、厚生年金保険の被保

険者である者の厚生年金保険に関する事務を含む。）に関する次の事務

イ 船舶所有者及び被保険者の指導及び監督に関すること。

ロ 被保険者の資格に関すること。

ハ 被扶養者の認定に関すること。

ニ 保険給付の決定（年金給付課の主管に属するものを除く。）に関する

こと。

ホ その他他課の主管に属さない船員保険に関する事務

三 日雇特例被保険者に係る健康保険に関する次の事務

イ 事業主及び日雇特例被保険者の指導及び監督に関すること。

ロ 日雇特例被保険者の資格に関すること。

ハ 被扶養者の認定に関すること。

ニ 保険給付の決定に関すること。

ホ 日雇特例被保険者手帳に関すること。

ヘ 印紙購入通帳に関すること。

ト 健康保険印紙に関すること。

チ その他他課の主管に属さない日雇特例被保険者に係る健康保険に

関すること。

国民年金業務課

一 国民年金に係る被保険者の資格に関すること。

二 国民年金に係る保険料その他の歳入金の調査決定に関すること。

- 三 国民年金に係る保険料その他の歳入金の収納に關すること。
- 四 国民年金に係る保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に關すること。
- 五 国民年金に係る保険料の免除に關すること。
- 六 国民年金印紙の検認に關すること。
- 七 国民年金に係る保険料の還付に關すること。
- 八 国民年金に係る債権管理に關すること。
- 九 国民年金に係る歳入歳出外現金の出納保管に關すること。
- 十 国民年金に係る市町村の指導（年金給付課の主管に属するものを除く。）に關すること。
- 十一 その他他課の主管に属さない国民年金に關すること。
- 年金給付課
- 一 厚生年金保険に係る給付の裁定に關すること。
- 二 国民年金に係る給付の裁定に關すること。
- 三 年金給付に係る相談、照会及び苦情処理に關すること。
- 四 年金給付に係る市町村の指導に關すること。
- 五 その他他課の主管に属さない年金給付に關する事務
- 医療給付課
- 一 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の点検及び調査に關すること。
- 二 保険給付（現金給付を除く。）に係る事業主及び被保険者の指導に關すること。
- 三 その他他課の主管に属さない保険給付に關すること。
- 2 倉吉社会保険事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 庶務課

- 一 公印の管守に關すること。
- 二 職員の人事及び給与に關すること。
- 三 文書の管理に關すること。
- 四 前渡資金の出納保管に關すること。
- 五 福祉施設及び保健施設に關すること。
- 六 社会保険に係る広報活動に關すること。
- 七 事務所庁舎の管理に關すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、庶務に關すること。
- 九 その他他課の主管に属しないこと。
- 業務第一課
- 一 保険料（国民年金に係る保険料を除く。以下この項において同じ。）の他の歳入金の収納に關すること。
- 二 保険料その他の歳入金の調査決定に關すること。
- 三 保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に關すること。
- 四 過誤納に係る保険料その他の歳入金の還付に關すること。
- 五 歳入歳出外現金（国民年金業務課の主管に属するものを除く。）の出納保管に關すること。
- 六 債権管理（国民年金業務課の主管に属するものを除く。）に關すること。
- 七 健康保険及び厚生年金保険（業務第二課の主管に属するものを除く。）に關する事務
- イ 事業主及び被保険者の指導及び監督に關すること。
- ロ 被保険者（業務第一課の主管に属するものを除く。）の資格に關すること。

- ハ 被扶養者の認定に関すること。
- ニ 保険給付（健康保険に係るものに限る。）の決定に関すること。
- ホ その他他課の主管に属さない健康保険及び厚生年金保険に関する事務
- ト 業務第二課
- 一 医療費の適正化に係る事業主及び被保険者の調査及び指導に関すること。
- 二 健康保険、厚生年金保険及び船員保険の新規適用に関すること。
- 三 船員保険（船員保険の被保険者であり、かつ、厚生年金保険の被保険者である者に係る厚生年金保険に関する事務を含む。）に関する次の事務
- イ 船舶所有者及び被保険者の指導及び監督に関する事務
- ロ 被保険者の資格に関する事務
- ハ 被扶養者の認定に関する事務
- ニ 保険給付の決定（年金給付に係るもの除く。）に関する事務
- ホ その他他課の主管に属しない船員保険に関する事務
- 四 日雇特例被保険者に係る健康保険に関する次の事務
- イ 事業主及び日雇特例被保険者の指導及び監督に関する事務
- ロ 日雇特例被保険者の資格に関する事務
- ハ 被扶養者の認定に関する事務
- ニ 保険給付の決定に関する事務
- ホ 日雇特例被保険者手帳に関する事務
- ヘ 印紙購入通帳に関する事務
- ト 健康保険印紙に関する事務

チ その他他課の主管に属さない日雇特例被保険者に係る健康保険に関すること。

国民年金業務課

- 一 国民年金に係る被保険者の資格に関する事務
- 二 国民年金に係る保険料その他の歳入金の調査決定に関する事務
- 三 国民年金に係る保険料その他の歳入金の収納に関する事務
- 四 国民年金に係る保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に関する事務
- 五 国民年金に係る保険料の免除に関する事務
- 六 国民年金印紙の検認に関する事務
- 七 国民年金に係る保険料の還付に関する事務
- 八 国民年金に係る歳入歳出外現金の出納保管に関する事務
- 九 国民年金に係る債権管理に関する事務
- 十 国民年金に係る市町村の指導に関する事務
- 十一 その他他課の主管に属しない国民年金に関する事務
- 第五条第一項中「庶務課長」を「社会保険事務所次長（社会保険事務所次長が設置されていない事務所にあつては、庶務課長。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「庶務課長」を「社会保険事務所次長が」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。
- 第六条を次のように改める。
- （専決事項）
- 第六条 所長の専決事項は次のとおりとする。
- 一 所属職員の分担事務の決定
- 二 所属職員（所長を含む。以下同じ。）に対する国内旅行の旅行命令

その他勤務命令及びその復命の受理

三 所属職員の部分休業の承認又は取消

四 所属職員の職務に専念する義務の免除の承認

五 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答又は催告

六 所属職員の扶養親族の認定

七 所属職員の住居手当に係る確認及び決定

八 所属職員の通勤手当に係る確認及び決定

九 所属職員の単身赴任手当に係る確認及び決定

十 所属職員の児童手当の受給資格及びその額の認定

十一 内部組織の分掌事務の決定

第七条を削り、第八条第一項中「所員」を「所属職員」に改め、同条第二項中「つ度」を「都度」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。